

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
1	川東	元・きた下水道管路管理センター東部支所の来年度の管理について	<p>(上下水道局)</p> <p>元きた下水道管路管理センター東部支所(以下「本件建物」といいます。)につきましては、来年度から市役所の執務室として活用することが決まっております。来年度当初から建物内の什器備品等の搬出や建物工事のための準備を進めていく予定としております。</p> <p>御要望に添えず大変申し訳ございませんが、本件建物を社会福祉協議会様に使用いただけるのは今年度末までとなりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
2	吉田	家庭ゴミ、資源ゴミ、古紙などの定点回収における問題点の抜本的改善について	<p>(環境政策局)</p> <p>平素は本市環境行政の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。本市では景観や衛生面などの地域事情に配慮して、午前中に燃やすごみの収集を完了させる取組を行っております。限られた人員及び機材で効率的かつ安全に作業を行うため、地域の集積場所での収集(定点収集)を推進しておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、排出ルールが守られていない賃貸マンション等に対しては多言語での注意喚起や啓発を実施しますので、お手数をおかけいたしますが、具体的な場所や排出状況について、左京区を所管する東部まち美化事務所(075-722-4345)に御連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
3	吉田	東一条通の路上駐車に対する取り締まり強化について	<p>(川端警察署)</p> <p>(1) 東一条通につきましては、当該スーパー(ライフ川端東一条店)につきまして、登下校時及び買い物客が増える時間帯を中心に受け持ちの東一条交番と連携して駐車違反取締りを実施しております。歩行者と自転車と車を分離すべく歩道の自転車の通行を禁止しているほか、車道におきましても、普通自転車専用通行帯を設けて普通自転車が専用で通行する自転車走行空間を確保して交通安全を図っております。</p> <p>(2) 今後の課題としては、取締りだけでは問題解決は難しいことから、当該スーパーによる駐車場の増設・拡充や、来店者に対する店舗からの注意喚起広報の実施等スーパーの協力も必要と考えており、当該スーパーには問題解決に向けた協力要請を継続的に実施しております。</p> <p>(3) 参考ですが、自転車につきましては川端通から東大路通を経て吉田東通まで自転車は歩道を通行することが出来ません。(ただし普通自転車の運転手が児童・幼児、70歳以上の方または車道通行に支障がある身体障害者である時は通行することが出来ます。)よって歩行者と自転車の事故を防ぐべく東一条通では自転車に対する取締りも重点的に実施しております。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
4	岡崎	市民しんぶん配布の負担軽減策実施について	<p>(総合企画局) 市民しんぶんは、市民の皆様を知っていただきたい情報、知っていただかなければならない情報を掲載していることから、引き続き、発行してまいります。</p> <p>(文化市民局) 市政協力委員の皆様には、市民の皆様と行政のつなぎ手として、「市民しんぶん」の配布時に地域の方と顔を合わせたり、地域の安心安全に資する防犯の見回りを兼ねていただいていたりするなど、地域コミュニティの活性化に係る重要な役割を果たしていただいていると認識しております。 引き続き、市政協力委員及び町内会長の皆様の負担軽減について、広報物のより効果的、効率的な配布方法を関係局において、検討するとともに、市政協力委員制度が時代に即したより良い制度となるよう、関係する皆様の御意見を伺いながら取り組んでまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>(左京区役所) 市政協力委員の皆様にご家庭に一部お渡しいただくことになっておりますが、市民しんぶんやポスター、回覧チラシは京都市のホームページでも閲覧可能ですので、情報のみ必要なご家庭がおられましたらホームページをご紹介ください。 ※案内用チラシも作成しています。 ※京都市の公式LINEに登録すればメニュー画面からホームページを確認できます。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
5	岡崎	昨年度の意見交換会での要望事項について(自治会・町内会関連)	<p>(環境政策局) 平素は本市環境行政の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。ごみの排出ルールが守られていないごみ集積場所につきましては、地域の皆様と相談のうえ、集積場所への啓発看板の設置等の対応をさせていただきますので、お手数をおかけいたしますが、具体的な場所や排出状況について、左京区を所管する東部まち美化事務所(075-722-4345)に御連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>(文化市民局) 本市では、平成24年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行し、以降、地域コミュニティサポートセンターの開設・運営や転入者地域交流支援制度の創設、各区・支所における転入者への地域情報の提供など、様々な取組を進めてきました。しかし、人口減少や少子高齢化、単身世帯・共働き世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化など社会状況の変化に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、自治会加入率の減少や担い手不足といった課題が大きくなっていると認識しております。そのような中で、地域のために工夫して活動に取り組まれている地域もあり、例えば担い手を増やすため、地域住民同士の繋がりづくりから始めた地域や、引継ぎを円滑に行えるよう、副会長が翌年の会長に就任するルールを設けた地域があります。また、町内のゴミ問題を解決するためゴミ当番を決めた地域や、ゴミ出しのルールを回覧板で周知した地域もございます。こうした地域事例をまとめた冊子「困ったときのヒント集」を、各区役所・支所地域力推進室や地域コミュニティサポートセンターで配架しております。また「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」でも地域事例を掲載しておりますので、地域課題解決の参考にいただけますと幸いです。住民のライフスタイルや地域の実情が多様化する中で、誰もが「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進められるよう、引き続き、転入者や未加入者への加入促進に向けた取組を進めるとともに、ICTを活用した地域活動に参加しやすい環境づくりや、事務作業の効率化や負担軽減、時代に即した活動方法の見直し等の取組への支援を区役所・支所とともに進めてまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。</p>
6	錦林東山	通学路の交通安全対策強化について	<p>(建設局) 鹿ヶ谷通から東に入る箇所「学童多し注意」の電柱幕を設置します。また、民家の庭木が掛かっているカーブミラーについては、左京土木みどり事務所が民家の方に説明したうえで速やかに剪定を行いました。</p> <p>(川端警察署) (1)一時停止線の補修について 当該箇所については、摩耗状況を確認しました。現場において、一時停止線についてはスプレーにて仮補修を行い、京都府警本部交通部交通規制課に補修上申しております。ただし予算の関係や保守箇所も多くあることから、適宜順番に補修している現状です。 (2)カーブミラーに庭木が掛かっており視認性が低下して危険 当該カーブミラーについては、確認したところ庭木の枝は伐採され鏡面にかかっておらず、危険性は除去されております。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
7	錦林東山	道路の補修・進入禁止標識の追加について	<p>(建設局) 1 道路の補修について 当該道路については、舗装の老朽化が見られるため、今年度に補修工事を予定しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(川端警察署) 2 進入禁止の標識の追加について 進入禁止の標識の追加については、標識は基準どおり適正に設置されており、標識の増設は現在のところ考えておりません。 標識の他に道路出口にあるコインパーキングの管理者が誤侵入を防ぐべく看板を設置しており、看板の視認性は良好で誤侵入防止に効果を上げております。 今後は、交番やパトカー等の巡回や隣接所の東山署(三条通は東山署管内)とともに協力して違反が起こらないように警戒対応して行きます。</p>
8			取り下げ
9	北白川	北白川小倉町における民泊開業について	<p>(保健福祉局) 住宅宿泊事業法では、旅館業が旅館業法に基づく自治体の許可を必要としているのとは異なり、事業者が届出をするだけで住宅宿泊事業の実施が可能な届出制となっており、法令の要件を満たす場合、住居専用地域においても、届出により、事業を営むことができます。 こうした法体系の下、本市においては、市民の皆様と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境及び住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、法律の専門家などの有識者の御意見や、多数寄せられたパブリックコメントに加え、市会における徹底した議論を踏まえ、法律の範囲内で、全国で最も厳しいといわれる条例をはじめとした独自ルールを定め、その遵守を求めることにより、宿泊客の迷惑行為などによる周辺的生活環境の悪化の防止を図っております。 この条例の中で、「住居専用地域」においては、住宅宿泊事業の実施により、用途規制で保護されている良好な住居の環境に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、住みながら管理するいわゆる家主居住型を除き、宿泊客数や通報件数が年間を通じて多い3月16日から翌年の1月15日までの住宅宿泊事業を制限する、最大限の規制を行っています。 また、上述したように、住宅宿泊事業は届出制とされていることから、不許可処分を行うことは出来ず、法令が定める要件を満たしていれば受け付けざるを得ませんが、届出の受付後に、届出者が法令に適合しない運営を行っていることが発覚した場合は、本市から適法に行うよう指導し、指導に従わない場合は、行政処分を視野に厳しい対応を行います。 別紙資料では、「日本での生活体験を満喫できるために、民泊の届出を行うことを予定しています。」、「日本の不動産市場の魅力をしっかりとご理解いただき、最適な物件を見つけるお手伝いをするのも一つの狙いです。」とありますが、それ以上の使用形態は把握できておりません。 このように把握できている事実関係に限られている現状においては、他事業の該当性について判断することはできませんが、今後、事業者から届出に向けて本市に相談があった際には、更に具体的な使用態様を確認し、他事業の該当性について判断してまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
10	養正	養正小学校校庭での井戸掘削について	<p>(行財政局) 井戸は、断水時の生活水の確保策として有用であることから、災害時協力井戸の制度周知等に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(教育委員会) 御要望いただいている井戸の設置につきまして、水量の安定した井戸の設置には相当深度の掘削と多額の費用が必要となることもあり、限られた教育環境整備の予算の中において実施は困難と考えております。なお、本市では全市立小学校をはじめとする学校施設に、児童・生徒が水環境の在り方や水資源の確保を身近な問題としてとらえることができるよう、雨水タンクを設置し、植栽への水やりや緊急時の雑用水に活用しております。</p>
11	養正	叡山電鉄元田中踏切の車両停止時間の短縮について	<p>(叡山電鉄) 全国に数多くある道路と鉄道の交差部において連続立体交差化は鉄道の安全性向上のための大きな課題ですが、同時に道路交通の安全対策、渋滞の解消、市街地の一体的整備といった効果も期待できます。そのため一般には「連続立体交差事業」として都市計画決定され、地方公共団体が事業主体となって施行されます。</p> <p>(建設局) 御要望いただきました叡山電鉄元田中踏切の車両停止時間の短縮について、アンダーパス、高架化いずれの立体交差を行う場合におきましても、巨額の事業費を要するなど多くの課題があることから、事業化することは困難な状況でございます。御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
12	養正	「柳通り」への歩道の設置について	<p>(建設局) 御要望の歩道設置については、現況の道路幅員が狭く、歩道を設置できるスペースがないため、実施は困難な状況です。 車両の運転手への注意喚起を目的とした電柱幕を設置するなど、歩道の設置以外の安全対策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
13	養徳	東鞍馬口通りへの横断歩道・カーブミラーの設置について	<p>(下鴨警察署) 1 横断歩道の設置につきましては、通行量等を調査の上、検討いたします。なお、設置には道路部分の改良等が必要となりますので、道路管理者(京都市)とも協議を行ってまいります。</p> <p>(建設局) 2 本市では、民家の壁や建物等が角にある見通しの悪い交差点、山間部の幅員が狭く急カーブで先が見通せない箇所等でカーブミラーを設置しております。 御要望の箇所については、道路の幅員が広く、センターラインで車線も区分されているため、カーブミラーを設置することは困難な状況です。 御理解を賜りますようお願いいたします。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
14	養徳	アスファルト舗装の張替え工事について	(建設局) 当該歩道については、舗装の損傷や老朽化の状況を踏まえると、当面は全面補修を行うことが困難な状況です。 今後も引き続き、道路パトロールを実施し、必要に応じて部分的な補修を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。
15	養徳	高野泉町のバス乗降レーンの設置及び川端通り東側歩道の拡張整備工事について	(都市計画局) 高野市営住宅敷地は、入居者の住替えが完了し、敷地上の建物も既に除却されている状態ですが、敷地内の底地整理に時間を要しており、活用方法について具体的には決まっていない状況です。当該敷地について、今後、地域の活性化に向け、売却を含めた活用方法の検討を進めていく中で、御要望についての対応方策を検討してまいります。
16	下鴨	下鴨本通中央分離帯の樹木伐採及び中央分離帯の見直しについて	(建設局) 当該交差点南側の中央分離帯の樹木(ソヨゴ)については、今年度に伐採しました。 また、当該交差点を調査したところ、右折待ちの車両が発生する状況や西側のコンビニエンスストア等を利用される駐車車両により、車線が塞がる状況を確認しましたので、効果的な対策について、京都府警察と協議してまいります。

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
17	葵	学区内通学路の交通安全対策の強化について	<p>(建設局)</p> <p>1 本市では、全市立小学校を対象に、小学校を中心とした半径200mの範囲を一つのゾーンとして、通学路や交差点の路側部をカラー化するなど、通行車両に対して小学校が近いことを注意喚起しています。</p> <p>当該交差点についても、小学校周辺における安全対策として、路側部のカラー化を実施しており、更なる安全対策に関しては、教育委員会や京都府警察等の関係機関とも連携し、実施の可否を検討してまいります。</p> <p>4 車両の速度抑制を注意喚起するため、「スピード落せ」の電柱幕設置を検討してまいります。</p> <p>5 当該箇所については、小学校周辺における安全対策(回答1参照)の範囲外であるため、路側部のカラー化は困難な状況です。路側部のカラー化以外の安全対策に関しては、京都府警察とも連携し、実施の可否を検討してまいります。</p> <p>8 当該道路において、小学校周辺における安全対策(回答1参照)の範囲に含まれる箇所は、路側部のカラー化を実施しており、更なる安全対策に関しては、教育委員会や京都府警察等の関係機関とも連携し、実施の可否を検討してまいります。</p> <p>9 御要望の交差点のうち、9-1の交差点については、交差点の存在を明確にする「クロスマーク」の路面標示が薄くなっているため、引き直しを行います。</p> <p>(下鴨警察署)</p> <p>1・実際の通行車両の速度を調査し、速度抑制に効果が見られる対策を道路管理者と協議をしていきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点南側の「止まれ」標示については、一時停止規制がない場所であるため現状では行うことができません。 <p>2・信号無視、一時停止違反の取締りを継続的にしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下鴨本通疏水北側通交差点東詰の一時停止規制場所「止まれ」標示は、現場調査等により必要性を検討していきます。 <p>3・疏水通の南北通ともに、一時停止の交通規制が無い場所であるため「止まれ」の標示は行うことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疏水通南側西詰に設置の停止線は、退色が見られることから塗り替え手続きを行います。現状では、簡易補修を行っており、視認性を確保しております。 <p>4・通学時間帯の交通規制については、必要性を検討していきます。また同時間帯の警ら活動などは継続して行ってまいります。</p> <p>5・店舗前の駐車については、スーパーに働きかけを行う一方、取締りも行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の設置については、調査を行い必要性を検討します。 <p>6・進入禁止標識の増設は、交差点北東角に設置の標識で視認性にも問題がないため行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方通行標識の破損状況については、8月に交換済みです。 ・停止線の退色は、塗り替えの手続きを行います。 <p>7・一時停止規制標識は適正に設置されております。一時停止の標識の増設ということはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「止まれ」標示は退色が認められますので、塗り替えの手続きを行います。 <p>8・速度規制標識は適正に設置されており、注意喚起の啓発幕も多数設置されていることから路面標示の増設は行いませんが、自動速度取締装置などを用いた取締りを行ってまいります。「止まれ」路面標示の退色は、塗り替えの手続きを行います。</p> <p>9・南北道路を主道路として東西からの交差道路に一時停止の規制を実施しており、主道路には一時停止の規制は行いません。道路標示の退色は塗り替えの手続きを行います。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
18	修学院	大城田町バス停の横断歩道設置について	(下鴨警察署) 横断歩道の新設は、横断実態等を調査し、必要性を検討していきます。なお、新設には歩道部分の改良も必要となりますので、道路管理者とも協議を行います。
19	修学院	後安堂公園ベンチの修理について	(京都府京都土木事務所) ベンチの利用に支障をきたし、ご迷惑をおかけしており、大変申し訳ございません。府が管理する河川施設等のうち、老朽化による影響があるものが多数あり、順次修繕・更新等を行っているところですが、多額の費用を要するため全てを実施できない状況にあります。 要望箇所につきましては、施設の老朽化の状況を見ながら、予算確保に努め、修繕・更新等を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
20	修学院	歩道の修繕について	(建設局) 御要望の歩道については、予算の確保に努め、今年度中に必要な補修を実施してまいります。
21	修学院	修学院山ノ鼻町の交通安全対策強化について	(建設局) カーブミラーは、車両同士が交差点等に進入した際の目視による安全確認を補助する目的で設置する施設であり、子どもの安全対策を目的として設置することは困難です。 車両の運転手に対して注意を促すため、「飛び出し注意」の電柱幕の設置を検討しますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 (下鴨警察署) 警ら活動等を行ってまいります。
22	修学院	市による雑紙回収をコミュニティ回収で代替できる制度の創設について	(環境政策局) 平素は、コミュニティ回収の実施に御協力いただき、誠にありがとうございます。また、本市の雑がみの回収状況を考慮したうえで、制度についての御提案をいただき、ありがとうございます。 本市では、リサイクルできる紙類については、まずは、地域のコミュニティ回収や、古紙回収業者による自主的な回収にお出しいただくことを御案内しておりますが、それらの回収を利用することが難しい場合の排出方法として、京都市の定期収集(月2回)を実施しております。 コミュニティ回収への排出を促進するために、改めて排出方法等に関する周知方法について検討するとともに、コミュニティ回収制度についてもより御利用いただきやすい制度となるよう点検、研究を進めてまいります。

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
23	修学院	公園愛護協力を自治会組織の下に包括認定することについて	<p>(建設局)</p> <p>本市においては、公園の美化及び保全に特化した活動を行うための団体を公園愛護協力会として認定しており、自治会とのつながりがない有志のみが構成員である団体や、自治会の一部メンバーのみを構成員とする団体も多数ございます。また、地域の企業や、公園の所在地とは離れた御住所にお住まいの方が公園愛護協力会に加入して下さる場合もありますので、自治会を公園愛護協力会として直接認定すること(その自治会の方しか公園愛護協力会に加入できなくなってしまうこと)は行っておりません。</p> <p>口座の開設につきましても、お手間をおかけしております。しかしながら、報償金の支払いを適正に行うため、振込みに際しては公園愛護協力会の口座を振込先とさせていただきますので、何卒御理解を賜りますようお願いいたします。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
24	修学院	歩行空間の整備と安全対策について	<p>(建設局)</p> <p>本市では、全市立小学校を対象に、小学校を中心とした半径200mの範囲を一つのゾーンとして、通学路や交差点の路側部をカラー化するなど、通行車両に対して小学校が近いことを注意喚起しており、小学校周辺における安全対策の範囲外については、道路や交差点の路側部をカラー化することは困難な状況です。</p> <p>児童が利用する通学路の更なる安全対策については、教育委員会や京都府警察等の関係機関とも連携し、引き続き検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>このほか、御要望いただいております個別の箇所に対する回答につきましては、以下のとおりです。</p> <p>○A区間(Cの箇所含む)</p> <p>歩行者や自転車への安全対策として、車両の運転手に速度抑制等の注意を促す電柱幕を設置しています。更に、車道の幅員が広く速度抑制が必要な場所に、京都府警察等と協議のうえ、「速度落せ」の路面標示を設置しました。</p> <p>○Bの交差点</p> <p>一灯点滅信号が撤去され、東西方向の道路には一時停止の交通規制が掛かっていることに加え、通行車両の視認を補助し安全を確保するため、既にカーブミラーを全ての方向に設置して安全対策を講じております。</p> <p>○Dの交差点</p> <p>当該交差点におきましては、交差点の存在を明確にするための「クロスマーク」、どちらの道路が優先かを明確にするための「外側線(破線)」を設置しております。</p> <p>加えて、交差点付近には、通行車両に注意を促すための電柱幕を設置して安全対策を講じております。</p> <p>○Eの交差点</p> <p>当該交差点におきましては、交差点の存在を明確にするための「クロスマーク」を設置しております。</p> <p>加えて、交差点付近には、通行車両に注意を促すための電柱幕を設置して安全対策を講じております。</p> <p>○Fの交差点</p> <p>本市では、限られた財源の下、児童が利用する通学路や事故が多発している箇所の交差点改良を優先して実施しており、当該交差点の改良を直ちに実施することは困難な状況です。交差点を改良する以外の安全対策が何か検討できないか、京都府警察等の関係機関と協議してまいります。</p> <p>○Dの交差点～Fの交差点</p> <p>当該箇所の車道外側線については、薄くなっているため、現状の位置で引き直しを行います。</p> <p>○Gの交差点</p> <p>既に設置済みの「クロスマーク」が薄くなっているため、引き直しを行います。</p> <p>(下鴨警察署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時停止規制にかかる点検を行い、停止線や「止まれ」標示の保守管理と警ら活動を行ってまいります。 ・車両の速度抑制のために、道路管理者と協議して電柱への啓発幕掲出と路面に「スピード落せ」の標示で注意喚起を標示しています。 ・児童等の横断に対する安全指導も行ってまいります。 ・横断歩道幅については、歩道部分の改良も必要となりますので、道路管理者とも協議を行います。

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
25	修学院	土砂災害予防のための調査と対応について	<p>(建設局) 本市が管理している河川や水路については、関係部局が連携しながら、必要に応じた堆積土砂の撤去、点検やパトロールで発見した不具合部分の補修など、限られた予算の範囲内で優先度の高い箇所から実施しております。 一乗寺松原町の沈砂池や一乗寺川の沈砂池については、毎年、土砂の堆積状況を確認したうえで土砂撤去作業を実施しており、更には、下流域の第二太田川や第一疏水分線においても堆積土砂の撤去を毎年行っております。 今後も、引き続きパトロール等により土砂の堆積状況の確認を行うとともに、土砂撤去の予算確保に努めてまいります。</p> <p>(産業観光局) 森林が有する公益的機能の維持増進の重要性を踏まえ、森林経営管理法が平成31年に施行されました。同法により、手入れの行き届いていない人工林を対象に、所有者意向を踏まえたうえで、市町村が所有者から委託を受け、林業経営に適した森林は民間事業者に管理の再委託をするとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理を実施する制度が創設されています。 本市では、令和3年度から、森林所有者への経営管理意向調査を順次進めており、今年度、修学院学区を含む地域で実施しております。 今後も、本制度の運用を通じて森林の適切な管理を進め、土砂の流出防止や洪水の緩和といった森林の有する公益的機能が継続的に発揮されるよう取り組んでまいります。</p> <p>(京都府京都土木事務所) 一乗寺周辺の山から大量の土砂が流出したことを受けて、土砂災害防止法に基づく左京区の土石流危険渓流を対象に土砂の堆積状況等の変化を把握する調査を令和5年度に実施したところです。今後、崩壊や侵食等による渓流内の荒廃状況、災害履歴の有無、既存対策施設の状況、土砂災害警戒区域内の保全対象重要度を踏まえて、優先度の高い箇所の詳細な検討に着手します。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
26	修学院	公園、集会所等へのマンホールトイレの設置について	<p>(行財政局) 避難所でのトイレにつきましては、御指摘のマンホールトイレの整備を上下水道局と連携して進めている他、仮設トイレの備蓄や、各小中学校に常設されているトイレの個室ブースで携帯トイレ・凝固剤(水を使わず大小便を処理できるもの)を使用いただくことなどにより、確保することとしております。このため、携帯トイレ・凝固剤の備蓄を計画的に充実してまいります。加えて、被災によりマンホールトイレ等が使用できない場合にも備え、環境政策局において仮設トイレを保有する事業者と防災協定を締結しており、優先的に提供いただくこととしております。今後とも、避難所環境の向上に向け、関係部署とともに取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>(建設局) 災害発生時の避難所等におけるトイレについては、「京都市備蓄計画」に基づきマンホールトイレの整備を進めるほか、仮設トイレの備蓄や各小学校に常設されているトイレの個室ブースで携帯トイレ・凝固剤(水を使わず大小便を処理できるもの)を使用いただくことにより、確保することとしております。また、近年、災害時における公園の役割についても重要性が増してきていることから、広域避難場所等に指定されていない公園においても、身近な街区公園の再整備の機会を捉えて、地域の御意見をお聞きしながら、マンホールトイレ等の整備を進め、防災機能の充実に努めてまいりました。御要望のあったマンホールトイレの設置につきましては、防災機能向上の観点から重要であることも踏まえ、引き続き、公園の再整備の機会を捉えて設置を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(上下水道局) 御要望いただきました自治会等による公園や集会所等へのマンホールトイレの設置についてですが、本市における助成制度は現状ございません。また、マンホールトイレの設置については、土地所有者等へ御相談いただいたうえで、下水道管への接続方法等、技術面に関して上下水道局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p>
27	修学院	林道でのマウンテンバイクの使用の禁止について	<p>(産業観光局) 京都一周トレイルでは、トレイルコース利用時のマナーとして、自転車・バイクでの乗り入れはやめ、歩いて楽しんでいただくことを啓発しており、コース道中の案内看板やホームページ、トレイルマップなどの媒体で周知しております。引き続き啓発に取り組んでまいります。</p>
28	岩倉北	市道6号線道路の陥没対応について	<p>(建設局) 御要望の箇所については、予算の確保に努め、今年度中に必要な補修を実施してまいります。</p>
29	岩倉北	飛驒池北西部の護岸整備工事の依頼について	<p>(建設局) 飛驒池西側の損傷が著しい箇所について、昨年度、補修工事を実施しました。御要望の箇所(飛驒池北側)につきましても、河床の低下が見られるため、今年度、補修工事を予定しております。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
30	岩倉北	京都バス29号系統の復活について	<p>(京都バス) 今春のダイヤ変更に伴う29系統の通常運行の取り止めではご不便お掛けしております。 全国的にバス運転士の不足が大きな問題となっている中、弊社でも運転士不足が深刻化しており、今春のダイヤ変更では全線にわたり減便のやむなきに至りました。29系統に関しましても長年にわたる利用低迷や厳しい収支状況を踏まえ、通常運行を取り止めざるを得ませんでした。 運転士の採用活動に注力し待遇改善にも努めておりますが、運転士の人員状況は好転せず、29系統の長年の利用低迷を踏まえますと、運行の再開は困難な状況です。現状年に1回運行となっておりますが、2025年3月1日(土)を目途に休止いたします(バス停撤去を含む)。ご不便おかけいたしますが、事情ご賢察賜りたく、お願い申し上げます。</p>
31	岩倉北	市道46号線の道路拡幅について	<p>(建設局) 御要望の道路拡幅については、用地買収に加え、道路に隣接している水路の暗渠化や農地への配水を確保するための水路改修が必要となるため、本市の限られた財源の下、実施するのは困難な状況です。 道路拡幅以外の対策として、離合が困難であることを注意喚起する看板の設置に加え、昨年度には路肩部分の舗装を可能な範囲で広げていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
32	岩倉明德	忠在地公園整備について	<p>(建設局) 本市におきましては、開園から50年以上経過している公園が200か所以上あり、老朽化した施設の更新を順次進めているところです。 新たなトイレの設置については、多額の事業費が必要となることから、実施は困難です。御理解を賜りますようお願いいたします。 また、スロープ及び車止めにつきましては、車椅子や乳母車が公園に入りにくい状態となっていることから、改善に向けた予算を確保したところであり、今年度、工事を実施してまいります。</p>
33	岩倉明德	中町公園付近交差点の安全対策について	<p>(下鴨警察署) 横断歩道の設置や一時停止規制などは、大幅な道路・交差点計上の改良等を必要とすることから、道路管理者と継続して協議を進めていくこととなります。</p>
34	岩倉明德	岩倉川、村松川合流地点の岩倉川西岸補修整備について	<p>(京都府京都土木事務所) 岩倉川と村松川合流地点の右岸(西岸)の護岸等を確認したところ、部分的に損傷が見られましたが、著しく危険な状態ではないため、引続き経過観察を行ってまいります。 なお、岩倉川の右岸側に土砂の堆積が見られることから、今後、河床整正や浚渫の実施について検討することとします。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
35	岩倉明德	中町公園フェンス設置について	<p>(建設局) 御要望のフェンスの設置につきましては、ほかの公園でも同様の御要望を多くいただいているところであることから、今後、順次、予算確保に努めてまいります。</p>
36	岩倉明德	児童館育成室増築について	<p>(子ども若者はぐくみ局) 学童クラブ事業の面積基準について、利用児童数の増加等により新たに面積を確保する必要が生じた場合には、利便性や移動の安全性を考慮のうえ、できる限り小学校内で実施場所を確保する方針としております。 明德児童館においても、教育委員会との連携の下、小学校の余裕教室の活用等を行っており、令和6年度時点においても、面積基準に基づく実施場所を確保することができているため、現時点ではプレハブを設置することは困難です。御理解ください。 なお、小学校の余裕教室の活用により運営している施設外クラスについても、条例に基づく人員配置を行っており、本体施設と離れている場合においても、施設長と職員が連携しながら適切に運営されていると認識しております。</p>
37	岩倉明德	京都バス路線復活について	<p>(京都バス) 今春のダイヤ変更に伴う岩倉実相院発四条河原町ゆきの直通系統廃止ではご不便お掛けしております。 全国的にバス運転士の不足が大きな問題となっている中、弊社でも運転士不足が深刻化しており、今春のダイヤ変更では全線にわたり減便のやむなきに至りました。岩倉地域から市内方面ゆきにつきましては減少する輸送力に対し、各系統の利用状況の違い、バスの走行環境、岩倉東部地域の系統の通常運行の休止などを踏まえ輸送力の再配分を実施いたしました。 ここ数年運転士の採用活動に注力し待遇改善にも努めておりますが、運転士の人員状況は好転せず、岩倉実相院発四条河原町ゆき直通系統の追加設定は極めて難しい状況です。</p>
38	岩倉南	道路狭隘部分の拡幅について	<p>(建設局) 当該狭隘部分の道路拡幅については、用地買収等に係る多額の事業費が必要となることから、本市の限られた財源の下、早急な対応は困難な状況です。 なお、当該道路を通行する自動車・バイクなどの速度抑制対策については、令和5年度に「スピード落とせ」の電柱幕を新たに2箇所追加するとともに、外側線の引き直しも行うことで、運転手への注意喚起に努めておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(下鴨警察署) 自動車利用者への指導を行ってまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
39	岩倉南	洛北第二緯9号線(通称:こぶし通り)の安全確保について	<p>(下鴨警察署)</p> <p>信号機設置については令和5年10月2日の交通事故発生に伴い警察本部と協議を重ねてまいりましたが、信号機の柱の設置場所がないことと信号機による交通規制では、逆に交通の安全と円滑を阻害するという結論に至り現状での設置は困難となります。</p> <p>現在の道路事情や交通量から主要幹線道路の交通の円滑が図られている状況のため規制の変更は考えていませんが、今後の交通量等の変化によっては本部と協議を行い規制の見直しを検討することとします。</p>
40	岩倉南	宝ヶ池通の歩道の安全確保について	<p>(建設局)</p> <p>宝ヶ池通の歩道に設置している車止め(U字バリカー)には、反射テープを貼っておりますが、劣化している反射テープについては、順次、貼り換えを行います。</p>
41	岩倉南	上高野幡枝線と洛北第一径5号線の交差点の安全確保について	<p>(建設局)</p> <p>現地を調査したところ、当該交差点南東の歩車道境界に生えている雑草が伸びており、宝ヶ池通を西向きに走行する車両が当該交差点を左折する際、歩行者や自転車が見え難い状況となっていましたので、見通しを改善するための除草を行います。</p> <p>(下鴨警察署)</p> <p>自転車利用者のマナーによるものと思われ、スーパー等と連携して広報啓発活動を行ってまいります。</p>
42	岩倉南	カーブミラーの設置について	<p>(建設局)</p> <p>本市では、民家の壁や建物等が角にある見通しの悪い交差点、山間部の幅員が狭く急カーブで先が見通せない箇所等でカーブミラーを設置しております。</p> <p>御要望の交差点については、停止線があり、徐行にて目視確認が可能な状況ですので、カーブミラーを設置することは困難な状況です。</p> <p>ただし、当該交差点よりも北側の幡枝中通は、道路が緩くカーブしているため、車両がスピードを出して南行してきた際は、危険と感ずる場合が考えられます。</p> <p>南行する車両の運転手に速度抑制の注意喚起を行うため、当該交差点の北側に電柱幕の設置を検討します。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
43	岩倉 (北・明徳・南)	地下鉄国際会館駅前 の抜本的な整備について	<p>(建設局)</p> <p>1 駅前バスターミナル及び駅前道路の混雑の解消について 2 駅周辺の駐車場対策(送迎に来る自家用車等のための)について 御要望いただいている国際会館駅前バスターミナル及び駅前道路等の抜本的な整備につきましては、新たな用地の確保や大規模な工事を要し、多額の事業費が必要となることから実施が困難ですので、御理解いただきますようお願いいたします。 なお、駅前道路(宝ヶ池通西行車線)の混雑は、駅利用者を迎える車両の駐停車禁止区域における駐車が一因であることから、既に「駐停車×」の路面標示を2箇所設置するとともに、停車帯に誘導するため、ビラの回覧や岩倉自治連合会の皆様、下鴨警察署、左京区役所、左京土木みどり事務所による啓発活動を実施しております。</p> <p>(環境政策局)</p> <p>3 バスターミナル周辺のトイレの設置について 環境政策局においては、現在、公衆トイレの新設は行っており(最終設置:平成21年度、JR嵯峨嵐山駅前公衆トイレ)、多くの地域から設置要望がありますが、今後も新規設置を行う予定はありません。 都市計画局において平成28年に完了した京都駅八条口駅前広場整備に合わせてトイレを新設された事例もあり、今後、駅前バスターミナル整備に合わせてトイレの設置についても総合的に検討いただきたいと考えております。</p>
44	岩倉 (北・明徳・南)	岩倉地域交流センターの施設・敷地 活用について	<p>(左京区役所)</p> <p>旧岩倉証明書発行コーナーの2階につきましては、令和7年3月末まで、岩倉自治連合会連絡協議会と使用貸借契約を締結し、岩倉3学区の住民の地域活動の場として利用いただいております。 令和7年3月末の契約終了後につきましては、令和17年3月末までの更新をしております。</p>
45	岩倉 (北・明徳・南)	京都市立洛北中学校正門前道路 の歩行者安全対策について	<p>(建設局)</p> <p>岩倉中通りを通行する車両の運転手に速度抑制の注意喚起を行うため、京都市立洛北中学校正門前の付近に「スピード落せ」等の電柱幕の設置を検討します。</p> <p>(下鴨警察署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行禁止規制は、地元地域の合意が図られることを前提に検討してまいります。 ・自動速度違反取締り装置により行います。

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
46	岩倉 (北・明徳・南) 八瀬・花脊・久多	広域的な獣害対策について	<p>(文化市民局) (産業観光局) (左京区役所)</p> <p>野生鳥獣による農林業被害対策につきましては、出没状況や被害の状態、また周辺環境等に応じ、防除と捕獲を組み合わせる取り組みが重要であり、京都市ブロック猟友会と連携のうえ、被害の大きいイノシシ、シカ、サルなどの積極的な捕獲対応を行っております。</p> <p>シカ等の有害鳥獣の捕獲数は、過去の捕獲奨励金制度の見直しや、年間を通じた有害鳥獣捕獲の実施によって以前に比べ増えましたが、現在も被害が継続的に発生している状況を踏まえ、くくりわな及び捕獲檻の増設や、ICTを用いた捕獲補助機材の活用により、引き続き集中的な捕獲に取り組めます。</p> <p>また、野生動物の農地への侵入防止策としましては、農業団体等が設置される防護柵や電気柵に対し、資材費の一部を補助する制度を設けております。本制度の詳細につきましては最寄りの農(林)業振興センターへお問合せください(岩倉・八瀬地域:北部農業振興センター、花脊・久多地域:京北・左京山間部農林業振興センター)。</p> <p>クマにつきましては、目撃情報をいただいた現地及び周辺状況の確認のうえ、注意喚起看板の設置やチラシ配布などの対応をしております。引き続き、捕獲許可権者である京都府も含めた関係機関(京都府警、京都府京都林務事務所、猟友会等)と連携し、被害防止に取り組んでまいります。</p> <p>外来小動物のうちアライグマ・ハクビシンについては、一定の条件を満たす場合に限り、研究機関に捕獲檻の設置を依頼します。本制度の詳細につきましては、お住まいの区役所・支所の地域力推進室まちづくり推進担当または、文化市民局地域自治推進室にお問い合わせください。</p> <p>養蜂については、養蜂振興法により許可制ではなく京都府への届出制となっていることから、飼育という行為自体を禁止することはできませんが、本市において飼育届を受けた際には、届出者に対して巣箱を住宅地の近くに設置しないなどの注意喚起を行ってまいります。</p> <p>なお、サル、シカ、イノシシ、クマ等の獣害対策については、関係学区と行政機関で構成する「左京区獣害対策チーム連絡協議会」において、積極的に活動しているところです。また、野生鳥獣による生活環境被害防止対策として、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」をはじめ、地元学区を主とする自主防除組織に対して、活動に必要な追払い用品の提供等を行っております。</p> <p>今後も、地域住民の皆様の安全を第一に、京都市ブロック猟友会などの関係団体との連携を密にし、野生鳥獣による被害防止対策に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>
47	岩倉 (北・明徳・南)	宝ヶ池トンネル北側(宝ヶ池通)交差点の歩行者安全対策及び横断歩道設置について	<p>(建設局)</p> <p>横断歩道の設置を前提とした交差点改良に当たっては、歩道の前出しや防護柵の設置など大規模な工事となり、多額の事業費が必要となることから、本市の限られた予算では、直ちに実施することは困難な状況ですので、御理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、横断歩道は京都府警察の所管事項となりますので、交差点改良が不要な箇所での設置につきましては、京都府警察と連携し、実施の可否を検討してまいります。</p> <p>(下鴨警察署)</p> <p>現在の交差点形状のままでは、危険なため横断歩道の設置はできませんが、道路管理者と検討してまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
48	八瀬	防災無線の設置について	<p>(行財政局)</p> <p>本市では、市民の皆様が日頃から、御自宅のある場所の災害へのリスク、避難の必要性、指定緊急避難場所等について確認し、いざという時に備えていただけるよう、災害ハザードマップやマイ・タイムライン等を作成しています。</p> <p>また、災害等の発生が迫る場合には、本市から、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メール、京都市防災ポータルサイト、テレビ(NHK京都、KBS京都等)のデータ放送、広報車による巡回広報など、様々な媒体を活用して情報をお伝えしているほか、電話の自動音声応答により最新の避難情報を入手できる案内サービスや、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等にお住まいで携帯電話をお持ちでない避難行動要支援者の方を対象として、固定電話又はFAXによる避難情報等の配信サービス(事前登録制)も行っています。</p> <p>御要望の放送設備については、御記載のとおり、大雨等の際には消防分団による移動を伴う広報は聞き取りづらくなりますが、これは定位置での広報であっても同様の限界があると考えます。また、一刻を争う限られた時間の中で、町内ごとの災害状況を把握・分析し、個別の避難情報を出すことは、技術的にも困難です。</p> <p>緊急情報の伝達には、より普及度が高く、確実性の高い携帯電話への緊急速報メールや、テレビのデータ放送、京都市防災ポータルサイトなどを御活用いただきたいと考えております。</p>
49	八瀬	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の安全対策について	<p>(行財政局)</p> <p>本市では、平時から土砂災害ハザードマップやマイ・タイムラインを区役所にて配布し、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様が適切な避難行動をとることができるように御自宅のある場所の土砂災害のリスク、家庭での備え、指定緊急避難場所等の周知に努めています。小学校や事業所などに出前講座も積極的に行っており、平常時からの備えや前もった避難行動についても周知に努めています。</p> <p>また、豪雨等により土砂災害の危険性が高まった際には、緊急速報メールや京都市防災ポータルサイト、テレビのデータ放送等、多様な手段を用いて避難情報を伝達しています。</p> <p>引き続き、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様に対して、必要な情報の周知するとともに、安全な避難行動がとれるよう努めてまいります。</p> <p>(産業観光局)</p> <p>森林が有する公益的機能の維持増進の重要性を踏まえ、森林経営管理法が平成31年に施行されました。同法では、森林所有者の責務として適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないと規定されております。</p> <p>本市では、令和3年度から、手入れが行き届かない人工林の所有者を対象に経営管理に関する意向調査を順次進める中、今年度は八瀬学区を含む地域で実施しております。</p> <p>このため、意向調査に当たっては、事前に説明会を開催し、所有者自身による経営管理の必要性をしっかりと説明するとともに、個別相談の機会を設けるなど、森林管理の理解醸成に取り組んでまいります。</p> <p>また、これらの取組により所有者自らの経営管理を促進しつつ、自らの管理が困難な場合は、本市が所有者から委託を受け、林業経営に適した森林は民間事業者に管理を再委託するとともに、林業経営に適さない森林は本市が公的に管理するなど、森林経営管理制度の適正な運用を図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">※次ページへ続く</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
			<p>(左京区役所) 本市では、平時から土砂災害ハザードマップやマイ・タイムラインを区役所にて配布し、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様がお住いの場所の土砂災害のリスク、家庭での備え、指定緊急避難場所等の周知に努めています。小学校や事業所などに出前講座も積極的に行っており、平常時からの備えや前もった避難行動についても周知に努めています。 また、豪雨等により土砂災害の危険性が高まった際には、緊急速報メールや京都市防災ポータルサイト、テレビのデータ放送等、多様な手段を用いて避難情報を伝達しています。 引き続き、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様に対して、必要な情報を周知するとともに、安全な避難行動をとっていただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>(京都府京都林務事務所) 森林の持ち主の義務については、国が定める、森林・林業基本法で、森林の所有者は、森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない、と明記されているところです。 しかしながら、木材が利用されず森林に対する関心が低下する状況のもとで、所有者の努力だけでは森林の整備が進まないため、京都府においては、京都市や森林組合とも連携し、所有者において適切に森林を管理してもらえよう、普及啓発や、森林整備の支援措置などの対策を進めているところです。 保安林の整備ですが、保安林についても土地所有者が自己の財産として管理することが基本であります。災害防止等公益的機能の発揮が特に要請される森林でありますので、京都府においては、被害発生の予防措置として、土木事務所等関係機関とも土砂災害等の情報共有を図りながら適宜、巡視を行うとともに、立木の伐採や土地の形質変更等を規制し、適切な維持管理に努めているところです。</p>
50	八瀬	<p>居住目的以外の不動産取得制限及び違法民泊取り締まりの強化について</p>	<p>(保健福祉局) 宿泊施設を営業するためには、事前に旅館業法による許可を得るか、住宅宿泊事業法による届出を行う必要があります。 旅館業法では、地方自治体は旅館業営業の許可申請を受け付けた場合、施設が法令に定める基準に適合しているときは許可しなければならないとされていることから、申請者が外国人であることを理由に許可取得を制限することはできません。 また、住宅宿泊事業法においても、法令が定める要件を満たした届出を行うことにより、地方自治体の許可を得ずとも適法に営業を行うことが可能とされていることから、届出者が外国人であることを理由に営業を制限することはできません。 しかし、本市におきましては、市民の皆様と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、法律の範囲内という限界ぎりぎりに挑戦した全国一厳しいといわれる条例を制定しており、迷惑行為につながるような事案を探知し次第、速やかに状況を確認し、違法・不適正な運営が確認された場合は、是正するよう業者等に必要な指導を行うなど、地域住民の生活環境を脅かす違法「民泊」を断じて許さないという決意の下、徹底的な指導・対策に取り組んでおります。 加えて、宿泊施設の営業に当たっては、地域住民と業者の相互理解・信頼関係の構築が重要であることから、本市としては、業者に対し、事前の標識設置や近隣住民への説明、本市への結果報告など実効性の高い独自ルールを定めており、協定書の締結に向けた真摯な対応を求めるなど、話し合いがなされるよう取り組んでまいります。 今後とも、徹底した指導等を通じ、地域住民の皆様の安全安心を最優先に、本市独自ルールが遵守され、地域住民の皆様と事業者との調和が図られるよう引き続き取り組んでまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
51	八瀬	歩道の整備について	<p>(建設局) 当該区間に歩道を設置するためには、新たな用地の確保に加え、前後の交差点改良を含めた整備に多額の事業費が必要となることから、限られた財源の下、実施するのは困難な状況です。 なお、当該区間には、国道と並行する道路(市道八瀬147号線)があり、交通量が比較的少なく、通学路にも指定されています。国道の迂回路として、当該道路の更なる安全対策の実施の可否を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
52	大原	樹木伐採・拡幅工事について	<p>(建設局) 【樹木伐採について】 道路沿いの民有地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採及び民地内の倒木処理については、当該樹木(又は土地)の所有者が行うことが原則でありますので、今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な樹木の管理を所有者の方々に申し入れしてまいります。 なお、道路上にはみ出た樹木の枝等のうち、大型車等に接触し事故を誘発するおそれがあるものは、土木みどり事務所にて、緊急的に枝打ち等の処理を実施しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 【道路拡幅について】 本市では持続可能な財政の確立に向けて、投資的経費の抑制などに取り組んできた結果、令和5年度から2年連続の収支均衡予算とし、財政の健全化を進めているところですが、依然として予断を許さない状況であり、御要望の国道367号の道路拡幅について、事業着手は困難な状況にあります。 御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(産業観光局) 平成30年9月の台風21号による倒木処理につきましては、森林所有者向けの支援制度を創設し、この間事業を継続してきました。また、所有者による復旧が困難な箇所においては、京都府に対して、治山事業等の実施を要望するとともに、事業の円滑な実施に向け、本市が所有者調査や交渉等に協力しているところです。 ご要望の区間については、府営事業による倒木処理の実施に向け、京都府と調整を進め、令和4年度に必要となる事前調査や測量設計が完了したところです。今年度、事業実施を予定しており、できるだけ早期に工事着手できるよう、本市としても支援してまいりますので、地域の皆様方の御協力をお願いいたします。</p>
53	大原	大原28号線拡幅整備について	<p>(建設局) 本市では持続可能な財政の確立に向けて、投資的経費の抑制などに取り組んできた結果、令和5年度から2年連続の収支均衡予算とし、財政の健全化を進めているところですが、依然として予断を許さない状況であり、御要望の大原28号線の道路拡幅について、事業着手は困難な状況にあります。 御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
54	大原	廃材置き場、違法建築取り締り強化について	<p>(都市計画局) 当該地は、市街化調整区域に指定されており、建築行為が厳しく規制されております。本市におきましては、御要望の箇所だけでなく、市内のパトロールを実施しており、違法な建築物がある場合には、これを解消するための指導を実施しております。今後も引き続き、定期的なパトロール、指導等を実施するなど、違法状態を解消し、適正な土地利用が図られるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 なお、屋外広告物につきましては、要望の主旨を踏まえ関係部署と協力しながら、地域の基準に適合するよう必要に応じた指導に努めてまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
55	大原	光ファイバーの設置について	<p>(総合企画局)</p> <p>これまでから、大原百井町への光ファイバ網によるブロードバンド整備の要望を頂いており、本市においても事業者等への要望等に努めてまいりました。</p> <p>昨年6月に、国において改正電気通信事業法が施行され「光ファイバ網など有線ブロードバンドサービス」が、固定電話等と同様に国民生活に不可欠な通信サービス(基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス))に加えられました。</p> <p>これにより、固定電話と同様に国がサービスの維持等に必要な費用を事業者に求め、その財源をもとに不採算地域に有線ブロードバンドサービスを展開する事業者に維持費用を交付される見込みとなっています。現在、国において昨年から引き続き詳細の制度設計が継続されている状況となっております。</p> <p>本市といたしましては、引き続き、国の動向等を注視し、関係部署や京都府とも連携の上、有線ブロードバンドサービス提供の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。</p> <p>近年、携帯電話の通信速度が向上するとともに通信料の引下げが行われるなど、高速通信を行う手法は有線ブロードバンドに限らず多様化してきております。最近では、有線ブロードバンドの未整備地域においてもアンテナを設置するだけで高速通信が可能となる「スターリンク」と呼ばれる人工衛星を利用した高速通信サービスも普及し始めております。有線ブロードバンドの実現に向けた取組は今後も継続してまいります。こうした新しい選択肢につきましても御検討いただけますと幸いです。</p>
56	静原	静原大原線の道路拡幅について	<p>(建設局)</p> <p>「通称ネクタイ工場西側」の道路拡幅については、多額の事業費を要することから、限られた財源の下、調査・設計も含めて実施は困難であります。</p> <p>そのため、道路拡幅以外の安全対策としまして、令和4年度に注意を促す電柱幕を設置し、道路路肩の浚渫や危険木の伐採を行いました。</p> <p>また、令和5年度に車両走行の安全確保を目的とした路面標示の設置及び道路路肩の浚渫、令和6年度に危険木の伐採を行いました。</p> <p>今後も、継続して道路パトロール等を強化してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>「しずはうす西100m山側」については、本市による災害防除事業の予定地でありませぬ。</p> <p>過年度に測量・設計は完了しており、引き続き、工事に必要となる範囲の用地買収を進めるとともに、今年度、一部区間で工事を行う予定をしております。</p> <p>今後も、継続して事業が実施できるよう予算の確保に努めるとともに、定期的な道路パトロール等により、引き続き安全確保に努めてまいります。</p>
57	静原	静原川の堰提崩落箇所(2か所)修復について	<p>(京都府京都土木事務所)</p> <p>上の町バス停近辺の護岸工については、一部基礎部の洗堀が見られますが、昨年度からの変状がほとんど無く、危険な状況ではありませんので、経過観察としたいと思います。</p> <p>しずはうす裏の落差工については、護岸基礎部の洗堀が確認されたため、令和6年春に袋詰め玉石工等による間詰め及び洗堀防止対策を実施したところです。落差工本体には損傷が無いため、経過観察としたいと思います。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
58	静原	静原川上流等の倒木撤去について	<p>(建設局) 平成30年の台風等により発生した、左京土木みどり事務所が管理する河川内の倒木については、河道閉塞の防止のため、一部河川において、順次、撤去を行い令和4年度には静原川の上流部(東又川)の倒木撤去を完了しました。 本市では、全ての管理河川について、河川の特性に応じた適正な頻度で点検及び巡視を実施しており、今後は、完了した河川においても倒木を再度確認した箇所については、予算の確保に努め、撤去を行ってまいります。 なお、民有地内の河川については、土地の所有者が行うことが原則ですので、今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な管理をお願いしてまいります。</p> <p>【左京土木みどり事務所が管理する河川】 ① 静原川(上流の西又川含む):撤去完了 静原川上流の東又川:撤去完了 ② 静原水谷川(静市静原町620番地地先まで):撤去完了</p> <p>【民有河川】 ② 静原水谷川(静市静原町620番地地先の上流) ③ ムカイ谷川</p> <p>(産業観光局) 平成30年に発生した風倒木被害について、これまで本市支援制度等により復旧を進めてきたところであり、②静原水谷川付近の被害地については、調整に時間を要しましたが、令和5年度から倒木処理作業に着手しています。③ムカイ谷川付近については、繰り返し要望を頂いておりますが、現地確認のうえ、被害は発生していないものと認識しております。 引き続き、林道沿いの倒木被害地において、早期の倒木処理に努めてまいります。所有者の調査や倒木処理作業の実施に当たっては、地域の皆様方の御協力をお願いいたします。</p> <p>(京都府京都土木事務所) 要望箇所①の区間内に当事務所が管理する砂防堰堤(金毘羅砂防堰堤)があることから、堆砂敷を調査したところ、現時点で堆砂敷内には倒木・流木はありませんでした。</p>
59	静原	産業廃棄物・違法建築物対策について	<p>(環境政策局) 1 川側の事業場等については、定期的なパトロール監視を継続し、産業廃棄物の河川流出のおそれがある等の不適正な保管状況を確認した場合には、適切な対策を講ずるよう指導してまいります。 2 本市及び本市の委託警備会社が定期的なパトロールにより監視を継続し、廃棄物の不適正な取扱い等を確認した場合は、適正化に向け指導してまいります。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に適合しない焼却炉を使用しての廃棄物の焼却や一部の例外を除いた焼却行為は同法で禁止されていることから、今後も定期的なパトロールにより監視を行い、廃棄物等の焼却行為や当該行為により発生した灰などの廃棄物を発見した場合には、焼却行為の中止や廃棄物の適正処理を指導してまいります。</p> <p>(都市計画局) 2 違法な残土の持ち込みや造成行為を防止するため、定期的なパトロール監視を継続しており、新たに令和6年6月6日に運用開始された盛土規制法に基づき、違法性や危険性が認められた場合には、適切な指導を行ってまいります。 4 当該地域は、市街化調整区域に指定されており、建築行為が厳しく規制されております。 本市におきましては、違法な建築物について従前から指導を行ってきたところですが、平成25年度からは一斉立入指導を実施し、調査、建物所有者への事情聴取及び是正指導を行い、現状が違法状態であること、是正のためには建物の除却が必要であることを粘り強く説明し、一部ではありますが、建物所有者自ら除却に至る効果も上げております。 今後も引き続き、定期的なパトロール、指導等を実施するなど、違法状態を解消し、適正な土地利用が図られるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
60	静原	市街化調整区域における大幅な住宅建設規制の緩和について	<p>(都市計画局)</p> <p>1 地区計画策定に向けた支援について 地区計画制度は地域の将来像の実現に資するとともに、地域を活性化させ、より良いまちづくりにつなげていく制度であり、静原学区における、移住・定住を進め、地域が抱える課題を解決し、地域の目標を実現するためには、地域の皆さんが主体となって取り組む地区計画制度が最も有効と考えております。 地区計画制度については、使いやすい制度となるよう、令和3年5月に制度の運用の見直しを行いました。 見直しにより、定住・移住の促進や生活環境の充実を目的とした住宅や店舗等、また農林漁業や地域資源をいかした観光等の産業の振興を促すための農産物販売所や土産物店等の建築用途を拡充し、地域の生活・文化、コミュニティの維持継承を図れるものとなっております。 制度の活用においては、地域で開催される説明会や勉強会等の場で、地区計画の有効性や策定に係る課題の解決策などについて共に考え、地域の実情に寄り添った支援を行ってまいります。</p> <p>2 市街化調整区域の見直し、大幅な規制緩和について 静原学区を含む市街化調整区域及び都市計画区域外については、平成31年3月に策定した「京都市持続可能な都市構築プラン」において、「緑豊かなエリア」と位置付け、地域の将来像として、農林業や観光等の振興により、地域の生活・文化等を維持・継承されることを示し、市民・事業者・行政が地域の将来像を共有し、協働のまちづくりを進めていくこととしています。 また、市街化調整区域での住宅建設における規制緩和については、令和2年7月に市街化調整区域の既存集落にある空き家を定住・移住者用の「自己居住用住宅」へ用途変更できるよう基準の見直しを行いました。更に、市街化区域に隣接し、又は近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している集落において、新たに移り住む方の住宅の新築等を可能とする「京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例」を制定し、令和4年4月から施行しています。 静原学区においては以上のような制度を活用することができますので、御検討いただければと存じます。</p>
61	鞍馬(鞍馬)	鞍馬小学校の避難場所の指定について	<p>(行財政局) (教育委員会) (左京区役所)</p> <p>鞍馬学区では地震時の避難所として、鞍馬小学校を指定しています。しかしその建物の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれるため土砂災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所として利用することができず、引き続き市原野小学校・鞍馬山修養道場を御活用いただくよう、お願いいたします。 本市としましても、豪雨等により土砂災害の危険性が高まった際には、速やかに避難情報を発令し、緊急速報メールや京都市防災ポータルサイト、テレビのデータ放送等、適切な避難行動をとっていただけるよう、多様な手段を用いて避難情報を伝達してまいります。 また、鞍馬学区のみなさまの御英断により、令和7年3月をもって鞍馬小学校は閉校します。今後は閉校後の施設活用を検討していくこととなりますが、避難所機能をどのように保持していくか、ハード面の対策の可否も含め、全市的な防災方針や鞍馬学区の具体的な地域事情も踏まえて、関係局で協議の上、検討してまいります。 なお、お申出でいただいている土地の無償譲渡の件については、現時点で本市としてお受けすることは難しいと考えています。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
62	鞍馬(鞍馬・貴船・二ノ瀬)・久多	土砂災害等に関する対応について	<p>(建設局)</p> <p>【貴船①べにや下のフェンス付近の落石について】 当該箇所からの落石や土砂流出について、対策の必要性は認識しており、京都大阪森林管理事務所と調整を行っているところです。 今後、両方で調整を行いながら対策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>【貴船②アソガ谷の斜面崩落と流出した土砂と倒木について】 山の斜面から阿蘇谷川に流出する土砂については、令和4年度に簡易土留めを設置し対応を行っております。 当事務所が管理する河川内の倒木については、河道閉塞のおそれがあることから、一部河川においては、順次、撤去を行っておりますが、多額の費用を要するため、全てを実施できない状況にあります。今後も予算の確保に努め、撤去を進めてまいります。</p> <p>【二ノ瀬について】 当該道路への沢水や土砂の流出については、コンクリート蓋の一部を水が流れやすいグレーチング蓋に変更していますが、現状においても、沢水や土砂が流出しているため、今後、更に複数枚のコンクリート蓋をグレーチング蓋に変更してまいります。</p> <p>【久多地域(久多広河原線)川合町～下の町間の今坂峠について】 道路のり面の対策工事については、「道路のり面維持保全計画」に基づき、緊急性及び重要度等の高い箇所から順次、対策工事を実施しております。 御要望の箇所については、現在のところ同計画において、緊急性及び重要度等の高い箇所には位置付けておらず、本市の限られた財源の下、早期に対策を実施することは困難な状況です。 今後も日常的な道路パトロールを実施し、変状が見られた場合には、必要な対策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>【久多地域(久多広河原線)宮の町について】 御要望の箇所の土砂流出については、令和5年度に引き続き、令和6年度も浚渫工事を実施しました。 今後も、道路を安全に通行できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(産業観光局)</p> <p>【貴船】 2018年に発生した風倒木被害地の倒木処理につきましては、森林所有者向けの支援制度を創設するとともに、所有者による復旧が困難である箇所については、治山事業等の実施を京都府に要望し、事業を円滑に実施できるよう本市で所有者調査や交渉等を行っているところです。 事業着手に長期間を要しておりますが、今後とも、所有者調査や倒木の処理作業などをはじめとした地域の皆様方の御協力をお願いいたします。</p> <p>【久多】 道路や民家等に影響を及ぼしかねない危険木の伐採指導については、法的権限を有しておりませんが、令和6年度にこれまでの「京都市危険木伐採支援事業」を拡充し、送配電線沿いの樹木の伐採についても支援を行うことといたしました。 なお、本事業については、想定停電軒数の多い地域から順次調整を進めております。御理解の程、よろしくをお願いいたします。</p> <p>(京都府京都土木事務所)</p> <p>【貴船②】 下流においても河川の監視を続けて参ります。</p> <p style="text-align: center;">※次ページへ続く</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
			<p>(京都府京都林務事務所) 【貴船②】 京都府では平成30年9月に京都市域を中心に発生した風倒木被害地の倒木の処理や森林復旧のための植栽などの取組を支援しているところです。 森林所有者等の取組が困難な、特に危険な箇所については、京都市の要望を受け京都府が復旧対策を実施してきたところです。 御要望の箇所については、令和5年5月に現地を調査したところ、山腹崩壊を発生源とした大量の倒木が溪流内に堆積していることから、京都市と連携しながら今後の対策を検討してまいります。</p> <p>(京都大阪森林管理事務所) 【貴船】 ①「貴船べにや」上部斜面において、令和2年度から治山事業を開始し、風倒木の撤去及び落石護柵の設置、法面对策工事を実施し、令和4年度に完了いたしました。べにや下流の風倒木被害地において、令和5年度までに被害木を撤去し、今年度から広葉樹植付による森林再生及び景観の維持・向上を図り、災害に強い森づくりに取り組む予定です。 べにや下のフェンス付近の落石箇所については、周辺区域の貸付先(管理者)である左京土木みどり事務所と連携して計画を立て、当所においても落石防護柵工の予算要求を含めた対策を実施する予定です。 また、当該フェンス上方の斜面においては、今年度発注済みの森林整備事業により、植付を実施します。 ② 国有林野内であれば、現地状況の調査を行い、これまでと同様に緊急性の高い箇所から治山事業を計画的に取り組んでまいります。</p> <p>【二ノ瀬】 国有林に所在する危険木については、緊急を要する優先度の高いものから処理を行っているところです。また、伐採木を存置する場合は、ワイヤーロープでの固定等による処理や、特に危険を伴うものについては産廃処分として外部への持ち出しを行っているところです。引き続き現地の状況に応じた適切な処理を検討し、取り組んでまいります。 また、伐採後の林地については、広葉樹植栽等による森林再生及び景観の維持・向上を図り、災害に強い森づくりに取り組んでまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
63	鞍馬(鞍馬・二ノ瀬)	民有地における倒木処理と防止対策及び災害復旧と防除について	<p>(建設局) 【鞍馬】 近年、異常気象に伴う災害が頻発化する中で、市民の皆様が利用される生活道路の通行確保は必要不可欠と認識しております。 本市では、災害に強い道路を確保すべく、関係機関等と連携するとともに、民有地の土地所有者に対し危険木伐採の指導を行っています。 また、道路斜面からの土砂・落石対策として、道路の点検結果を踏まえて、災害防除事業を計画的に実施しているところです。 御要望の箇所については、対策工の詳細設計が完了し、今年度から工事に必要となる範囲の用地買収を進めているところです。 引き続き、市民生活への影響が大きい山間部道路において重点的なパトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を行ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(産業観光局) 1. 危険木処理対策について 本市では、自治会や森林所有者等が道路や民家等に隣接する危険木対策に取り組みやすい環境を整えるため、令和2年度に「京都市危険木伐採支援事業」を創設し、継続して支援しています。 事業募集に当たっては、報道発表で広く周知するとともに、「左京区防災関連事業等に係る説明会」などにおいても地域の皆様への周知に努めてきたところです。 今後も倒木の未然防止対策のために本事業を活用いただけるよう、幅広く周知等を行ってまいります。 また、令和6年度からは、倒木により送配電施設に被害を与える可能性が高く、事前に伐採する必要がある樹木についても支援できるよう事業を拡充しております。 なお、本事業については、想定停電軒数の多い地域から順次調整を進めております。御理解の程、よろしくをお願いいたします。</p> <p>2. 特定森林再生事業の実施について 令和2、3年度に実施した「特定森林再生事業」については、事業内容や費用負担、事業実施後の森林管理のあり方を、森林所有者、自治会、叡山電鉄(株)及び本市が協議をしたうえで、大径木が一定まとまって存在し、風倒木により鉄道施設に甚大な被害を及ぼす恐れがある森林を対象にしたもので、既に事業が完了しています。 本事業は、当時の甚大な風倒木被害を踏まえ、国の「特例承認」により有利な条件で実施することができたものであり、再度、同事業を実施することはできません。 このため、今後、叡電沿いで倒木の未然防止対策が必要な箇所については、叡電の意向も聞きながら、事業を検討してまいりますので、御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。</p> <p>(京都府京都土木事務所) 平成30年度の西日本豪雨や台風21号で発生した倒木により河川断面の閉塞等、治水上の危険性がある箇所については、処理が完了しています。 今後とも河川監視に努め、河川内に倒木等が発生した場合には早期に対応していきますので、具体的にお気づきの点があれば、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>(京都府京都林務事務所) 【二ノ瀬】 特定森林再生事業による倒木の未然防止対策につきましては、京都市における事業実施に向けたインフラ施設管理者や地域の意向の聞き取りなどの取組を支援してまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">※次ページへ続く</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
			<p>(京都大阪森林管理事務所)</p> <p>【鞍馬】 国有林に所在する支障木(道路・電線)については、当該物件の貸付契約者により安全確保や災害防止の観点から適正な維持管理を行っております。 また、職員による現場巡視を通じて、危険木等が発見された場合は、緊急を要する優先度の高いものから処理を行っています。</p> <p>【二ノ瀬】 令和2年度から令和5年度にかけて、貴船口駅舎付近の叡山電鉄上部斜面や府道沿いの民家上部斜面において、風倒木の撤去、法面の流出防止措置、落石防護柵の設置及び法面对策工事を実施しました。 一部区域では、令和6年度も法面对策工事を継続して実施しています。</p>
64	鞍馬(鞍馬)	鞍馬川護岸浸食箇所 の追加補修について	<p>(建設局)</p> <p>護岸が構築されている箇所については、当該護岸の後背地の利用状況や護岸の損傷程度から総合的に優先順位を判断し、順次補修を行うこととしております。鞍馬川については、令和5年度に3箇所の補修工事を実施しました。今後も、引き続きパトロール等により河川の安全性の確認を行うとともに、補修が必要な箇所については、予算の確保に努めてまいります。</p>
65	鞍馬(鞍馬)	土砂流出箇所の 防災対策について	<p>(建設局)</p> <p>御要望の谷が道路(鞍馬街道)の下を潜る箇所については、過去にも流木や土砂が堆積し当事務所において撤去を行っております。今後も、現場状況を確認し必要に応じて堆積した流木や土砂の撤去を行ってまいります。 河川(鞍馬川)の護岸洗堀箇所については、No.64の回答を御参照ください。</p>
66	鞍馬(鞍馬)	河原道木製歩道 の改修について	<p>(建設局)</p> <p>本市で管理する橋りょうは、法令に基づき5年に1度の頻度で定期点検を実施し、橋全体の健全性を確認しております。 当該木製歩道(鞍馬5号橋)については、令和元年度に点検を行い、その5年後にあたる今年度に点検を予定しているところです。 御要望いただいた内容を現地にて確認させていただいたところ、前回点検からの5年間で、木製橋の踏板部分及び転落防止柵等の腐食が進行し、不安全な状態になっておりましたので、歩行者の安全を確保するため、補修を行ってまいります。 車(道路として整備をする場合は普通自動車も通行できる幅員となる)の通行を含めた将来的な改修については、鞍馬学区からの要望書(令和3年7月)に基づき、引き続き地元と連携し、検討してまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
67	鞍馬(鞍馬)	区内道路制限速度30km規制の実施について	(下鴨警察署) 地域内居住者の行動制約等が生じます。地元合意が図られている状況であれば検討を進めてまいります。
68	鞍馬(貴船)	「百選の森」付近の急カーブの拡張工事について	(建設局) 御要望の箇所につきましては、森林法に基づく保安林に指定されており、土地の形質の変更等は、同法により制限されているため、拡張工事の実施は困難な状況です。なお、今年度、車両の運転手への注意喚起を目的として、カーブの前後に「対向車注意」の電柱幕を2箇所設置しました。今後、カーブ内側の道路外の樹木について、見通し確保の観点から、所有者である林野庁とも協議し、伐採の検討を行いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
69	鞍馬(二ノ瀬)	民有林における斜面崩壊や巨岩落下箇所の対策方法について	(建設局) ③について 本市が管理している河川や水路については、関係部局が連携しながら、必要に応じて堆積土砂の撤去、点検やパトロールで発見した不具合部分の補修など、限られた予算の範囲内で優先度の高い箇所から実施しております。向谷川は、水路「鞍馬水0029号」及び「鞍馬水0030号」として、本市の管理水路になります。水路の護岸等を確認しましたところ、現状では、目立った損傷等は見受けられませんが、今後もパトロール等により安全性の確認を行うとともに、必要に応じて護岸の補修に係る予算の確保に努めてまいります。 (産業観光局) これまでの経過や二ノ瀬学区の御意向を踏まえ、京都府に対し、治山事業の実施を要望することと致します。引き続き、地域の皆様方の御協力をお願いします。 (京都府京都土木事務所) ③向谷川堰堤につきましては、令和6年8月19日に現地点検を行い、堆砂容量にまだ余裕があることを確認しています。 ④⑤管内には1,475箇所もの危険箇所があります。そのうち優先度の高い箇所から順次対策工事を進めていますが、全ての箇所を短期間に対策できないのが実状です。このため、ソフト対策として「土砂災害警戒区域等」を指定し、これをもとに京都市がハザードマップを作成しています。これらを確認いただき、土砂災害防止のために日頃から備えを心がけて、降雨時には早めの避難をお願いします。 (京都府京都林務事務所) 京都林務事務所では、治山事業により、事前防災・減災対策や荒廃山地の復旧対策として、治山施設や森林の整備を行っているところです。 御要望の箇所③については、溪流の最下流部に設置された砂防ダムや、砂防ダム上流の石積堰堤、最上流部の治山ダムにより、土砂災害の未然防止や軽減が図られています。 平成30年7月豪雨により発生した山腹崩壊を発生源とした土砂については、既設ダム群が効果を発揮し、下流の人家などへ土砂が流出する被害の発生を防止しました。現在も、既設の治山ダム等により渓床勾配の緩和や山脚を固定する一定の効果は持続的に発揮されていること、また、最下流の砂防ダムには土砂を貯留するためのポケットが確保されていることなどから、現状において治山事業による対策の実施は困難です。 今後、現地状況の変化等がありましたら、再度対応を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。 御要望の箇所④については、現場状況を確認の上、必要な対策を検討してまいります。

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
70	花脊・別所	花脊トンネルの早期実現について	<p>(建設局)</p> <p>左京北部山間地域の皆様の安心・安全な暮らしに欠かすことのできない道路の通行環境の改善につきましては、着実に推進していく必要があると認識しております。本年度におきましても、京都広河原美山線(鞍馬北工区)の道路拡幅及び左京北部山間地域の部分的改良工事を進めており、今後も、地域の自治会の皆様と議論を重ねながら、引き続き事業を進めてまいります。</p> <p>しかしながら、花脊峠のトンネル化につきましては、従来からお伝えしておりますとおり巨額の事業費が見込まれることから、早期の事業着手は困難な状況にあります。御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
71	花脊・別所・久多	携帯電話の通話区域の拡大について	<p>(総合企画局)</p> <p>これまでから、花脊、別所、久多地域での携帯電話の通話区域の拡大の要望を頂いており、本市においても事業者等への要望等に努めてまいりました。</p> <p>御要望の地域における携帯電話のサービスエリア拡大につきましては、通信事業者からは、採算確保等の課題を解消する必要があるとの回答を受けているところです。本市といたしましても、御指摘の懸念があることを認識しており、地域の皆様からの御要望も踏まえまして、今後も引き続き、携帯電話の通話区域の拡大に向けて、通信事業者に対して粘り強く要望してまいります。</p> <p>【花脊、別所】 こうした状況の中でも、御要望の地域の一部である別所町から大布施町間の一部では、令和4年にKDDIにおいてアンテナが設置され、通話区域が拡大されたところです。</p> <p>【久多】 御要望地域の一部である宮の町の一部については、携帯電話(ドコモ及びKDDI)のサービスエリアとなっております。電波が弱く快適に利用できない場合には、利用希望者様から個別に通信事業者の相談窓口へお問合せいただくと通話品質の向上に繋がる可能性がございます。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
72	別所・久多	移住促進に向けた補助の充実について	<p>(文化市民局) 本市では、北部山間地域への移住促進や地域の活性化を図るため、北部山間かがやき隊員を各地域に配置し、地域活動の支援や移住者の受入れに向けた活動に取り組んでいるところです。 また、別所・久多をはじめとする北部山間地域への移住促進を図るため、京北出張所に設置している「北部山間移住相談コーナー」における情報提供や移住希望者とのマッチングなどを実施するとともに、「北部山間移住促進地域助成金」において地域団体が実施する移住者の受入れや定着に向けた取組を支援しております。 引き続き、地域の皆様による地域活性化や移住促進の取組を支援し、地域の皆様とともに関係人口の創出や移住者増に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(左京区役所) 本市では、今後、市営住宅の空き住戸増加が予想されており、需要に見合った管理戸数及び供給戸数への見直し(保有量の最適化)を進めております。全市的にニーズ充足とみなしており、新規の市営住宅建築は検討しておりません。 なお、左京区役所では、令和3年度に策定した「左京区基本計画(第3期)」に基づき、人口減少や担い手不足、高齢化といった現在の左京区、特に北部山間地域が有している課題解決に向け各施策を検討、実施しているところです。 具体的には、北部山間地域の特産市「左京キラリ市」の開催、インスタグラムによる地域情報の発信、フォトブックの配布などにより、幅広い層に向けた北部山間地域の魅力を発信するとともに交流人口の増加、さらには定住人口の増加に向けた取組を進めております。 今後とも、地域の皆様や関係機関などと連携し、各事業を推進してまいりますので、引き続き御協力の程、よろしくお願いいたします。</p>
73	別所	チマキザサ再生事業への支援強化	<p>(産業観光局) 祇園祭や京の食文化に欠かせないチマキザサの再生を目指し、産業観光局(農林振興室)として、「チマキザサ再生委員会」に参画しています。 チマキザサの再生には、鹿の食害を防ぐ必要があることから、農林業における鳥獣害対策を所管している当室で、平成29年度から令和2年度までの4年間をかけて、花背別所町の約4haの山林を対象に、防鹿柵の設置に取り組みました。この間、地元の皆様や学識者との連携の下、防鹿柵の形状や設置方法等、様々な工夫により、和菓子店等に約4万枚を出荷する等、鹿の食害防止策として成果を上げることができたと考えております。 今後とも、防鹿柵の適切な維持管理など、チマキザサ再生委員会における取組と併せて、本市が令和3年6月に設置した「木の文化・森林政策本部」の「チマキザサ再生」ユニットにおいて、左京区役所とも連携し、持続可能な取組となるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(左京区役所) チマキザサ再生事業につきましては、平成25年に地域の皆様や大学関係者等とチマキザサ再生委員会を立ち上げ、これまで各構成団体により防鹿柵の設置や生育調査、機運情勢及び啓発活動、販路開拓などに取り組んできたところです。 昨年度は、これまでと同様に既存防鹿柵内の環境整備やチマキザサの移植、ボランティアを対象としたササ採取作業等の研修会を実施しました。また新たに、「きょうと☆いきものフェス! 2023」にブース出展するとともに、一般に広く参加者を募集した厄除け粽づくり体験イベントを開催するなど周知広報にも取り組みました。 今年度も引き続き、加工技術の伝承やチマキザサの安定した品質の確保、祇園祭の厄除け粽や、チマキザサを活用する事業者等への販路の確保、担い手育成などの取組をしっかりと支援してまいります。また、来年度の活動資金の確保について、チマキザサ再生委員会、花脊別所チマキザサグループの皆様と協力して進めてまいります。 チマキザサの再生が、左京区北部山間地域の振興につながるよう、引き続き支援を行ってまいります。</p>

令和6年度 左京区各学区 要望・回答一覧

NO	学区	要望事項	回答
74			取り下げ
75	広河原	旧公民館の撤去について	<p>(左京区役所) 元堰源集会所は昭和25年建築の木造2階建ての建物で、広河原学区の住民の方の集会所として使用されていましたが、耐震性が低いこと等から施設としては平成25年度に閉鎖され、集会所機能は近隣の元堰源小学校に移転しています。 ご意見をいただいている元集会所については、本市の厳しい財政予算の状況や建物の老朽化等を踏まえつつ、対応を検討してまいります。</p>
76	久多	生活道路の拡幅や河川の護岸修復等の整備について	<p>(建設局) 当該箇所は、河川管理者である京都府と道路管理者である本市が連携して整備する必要があります。本市におきましては、京都府の河川整備事業の進捗に合わせて、必要な道路整備について検討してまいります。</p> <p>(京都府京都土木事務所) 第1工区は府で実施しましたが、第2工区につきましては、治水上の緊急性が認められないことから、対応は困難です。</p>
77	久多	伝統文化財指定の神社仏閣等の維持管理(保存)の指導や協力について	<p>(文化市民局) 本市では、京都市文化財保護条例で指定又は登録の文化財について、文化財の所有者が実施される修理事業等に対して、指定の建造物であれば、事業費の2分の1以内、上限額1千万円を補助する制度があります。 志古淵神社(久多中の町)につきましては、本殿が市指定有形文化財(建造物)に指定されており、上記補助制度の対象となるほか、境内は市指定文化財環境保全地区に指定されていますので、境内地の保存に必要な修理事業等に対して事業費の2分の1以内、上限額300万円を補助する制度の対象にもなります。従前、これらの補助制度に基づく支援を実施しており、昨年度は御要望いただきました鳥居の修理事業に対し、助成をさせていただきました。 災害においてですが、平成30年台風21号により、多くの京都市指定・登録の文化財や京都を彩る建物や庭園の物件が屋根や壁のき損、倒木等、大きな被害を受けました。この際は、補正予算により、被災した文化財等の復旧支援として予算額を増額し、修理等の支援をいたしました。現下、自然災害の激甚化、頻発化が進んでおりますが、今後とも被災時においても可能な限りの支援ができるよう取り組んでまいります。 これらの制度のほかに、令和3年度に創設した「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～」において、寄付金を活用し、認定した事業を支援する制度など、京都の重要な文化資源及び文化財の保護に努めております。 文化財への補助金制度は、文化財保護制度の根幹であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、今後も制度を維持していくよう努めます。 また、地域内にある仏閣の仏像管理調査につきましては、限られた専門の技師の体制で対応いたしますので、地域全体の調査を実施することは困難ですが、地域で特に要請のある、具体的な対象をお示しいただければ、対応させていただきます。 御理解と御協力をお願いいたします。</p>